

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、日本共産党の川上です。発言通告にしたがいまして一般質問を行います。

初めに、消費税増税の及ぼす町財政と住民への影響について伺います。

安倍政権がアベノミクスなどとしている 3 本の矢、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略は、賃上げによるデフレ不況打開とは正反対に国民の所得と消費を減らし、国民生活と日本経済に混乱と新たな危機をもたらす大変危険なものです。

安倍首相は、株が上がった、経済が好転したと胸を張りますが、多くの国民の実感とはかけ離れてるのではないのでしょうか。どの世論調査でも、景気の回復を実感していますとの問いに、8 割近い方が実感してないと答えております。

一方で、急激な円安で食料品や水光熱費が上がり、庶民の暮らしは圧迫されるばかりです。燃油高騰はイカ釣り漁船に一斉休業を余儀なくさせ、ハウス農家、運送業者にも大打撃を与えています。中小企業は輸入資材が高騰しているにも関わらず、容易に価格には転嫁できず、経営の圧迫が深刻となっています。

それとは対照的に、一握りの富裕層には巨額の富が転がり込んでいます。大儲けしているのは一部の大資産家や投資家だけです。さらに今後安倍政権は、成長戦略として企業が世界一活動しやすい国をつくるとしてます。1 つは、地域や業種を限定とした限定正社員をつくり、解雇自由の国にすること、もう 1 つは、ホワイトカラーエグゼンプションとして、残業代ゼロ、サービス残業を合法化し、ただ働き自由の国を合法化していくことを検討しています。さらに来年、再来年と、社会保障の大改革と消費税の連続増税がいよいよ実行に移されようとしています。ただでさえ働く人の所得が減り、中小企業は消費税を販売価格に転嫁できずに、身銭を切って払っています。そこに 13.5 兆円もの大增税をかぶせれば、日本経済の底が抜けることは明らかです。

では、消費税増税ではなくどうやって社会保障と財政再建の財源をつくることができるのか。私たち日本共産党は昨年、消費税大增税ストップ、社会保障充実、財政危機打開の提言を発表しました。ここでは、消費税に頼らない事案を具体的に提案しています。2 段階で、社会保障と財政再建の財源を生み出します。

日本共産党の財源提案の中身を簡単に紹介しますと、第 1 段階ではまず、無駄を徹底して削ることです。不要不急の大型公共工事を見直し、建設推進予算の削減、米軍思いやり予算を初め、年間 5 兆円の軍事費の削減、機密費を廃止、聖域のない無駄の削減を行います。政治家自らが身を削るといふなら、民意を削る衆議院の比例定数削減ではなく、日本共産党以外の政党にばらまかれている政党助成金 320 億円こそまず廃止すべきです。これは、国会議員 520 人を削減す

る効果があります。これらで 3.5 兆円つくります。

また、増税はまず富裕層から、そしてさらなる大企業減税もやめるべきです。財政危機の横でも富裕層や大企業には減税が繰り返されてきました。今年度の富裕層や大企業に 1.7 兆円の新たな減税をばらまきます。そのために、年所得が 1 億円を超えると税負担が逆にどんどん軽くなっていく大企業や手厚い優遇税制で実質税制負担として 10%などになっています。このような異常な不公平を正し、富裕層や大企業に対し負担能力に応じた税負担を求めます。これで 8 兆円から 11 兆円の財源をつくります。これらで生み出した財源で、社会保障再生計画を実行します。減らない年金を実現し、無年金、低年金の解決に踏み出す。医療の窓口負担を軽減し、医療崩壊を立て直す、介護を安心してできる制度にする、待機児童を解消するなど行います。

次に、第 2 段階では、社会保障を先進水準と抜本的に改善します。そのための財源は国民全体で支える必要が出てきます。その場合でも、所得の低い人ほど重い負担になる最も不公平な消費税ではなく、所得による累進性を高めて負担能力に応じた負担を貫いた税制改革を行います。これで、6 兆円の財源をつくっていきます。

さらに、第 1 段階、第 2 段階を通じて同時並行で国民の所得を増やし、経済を健全に成長させること、税収を増やします。人間らしく働ける雇用のルールをつくり、最低賃金を上げる、中小企業の支援を強化する、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換を図る、安心の子育て支援を目指すなど、国民の暮らしを支えてこそ消費も景気も増え回復します。大企業のため込んだ利益、これはこの 10 年間で 90 兆円も増えて 266 兆円になりました。大企業は金余り現象で、金の使い道がなくて困っているといっています。労働総研の提言では、これらの内部留保のわずか 6.8% を生きたお金として社会に還元してもらえば、雇用は 466 万人が増え、国民の所得は 18 兆円増えると試算しています。家計消費支出は 13 兆円増えるから日本経済を内需主導の健全な発展の道に乗せることができ、国内総生産は 20 兆円増えると試算されています。そうすれば、大企業の利益も増え、税収も増やすことができます。この経済の民主的改革で、年平均 2.4% の経済成長が実現すれば、15 年後には 20 兆円の財源を生み出すことができます。この 2.4% の経済成長率というのは、内閣府の成長戦略シナリオよりも控えめな数字であり、実現可能なものです。

このように、第 1 段階、第 2 段階と合わせて同時並行の経済成長による税収増で、合計全体で 40 兆円の財源を新たに生み出すことができます。消費税増税ではない財源確保の道こそ踏み出すべきだということを提案しております。

以上を踏まえまして、以下消費税増税と社会保障の改悪の問題点について、何点か質問いたします。

1 番目に、消費税増税は国民の暮らしに大打撃を与えるだけでなく、自治体にも影響を与え

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

ます。自治体の歳出にも消費税を上乗せされます。消費税が 8%、10%に増税になった場合、一般会計、特別会計、企業会計、それぞれ歳入歳出に及ぼす影響額はどのようになると推測されますか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、一般会計からご説明します。

まず、率の内訳について若干説明したいと思います。現行消費税 5%の税率のうち、4%は国の消費税です。残り 1%が都道府県や市町村に配分されます地方消費税交付金、これの財源となる地方消費税です。また、4%の国の消費税と言いましたがそのうちの 1.18%、これが地方交付税分として都道府県や市町村に配分されますので、現行 5%消費税あります。一般的に言われてますが、このうち実質国は 2.82%、地方分としましては 2.18%という配分になります。この 5%が平成 26 年 4 月から 8%になるわけですが、地方消費税は 1%が 1.7%の配分になります。それから、地方交付税分としては 1.18%から 1.4%で、実質国が 4.9%、地方分が 3.1%というふうになります。また 27 年 10 月から消費税 10%になる予定なんですけど、この場合地方消費税は 2.2%に、地方交付税分は 1.5%になり実質的には国が 10%のうちの 6.28%、地方分が 3.72%という率の変更になります。

金額的にどうなるかということをお申し上げますと、これ理論上の推測でしかありませんが、歳入面ではまず地方消費税交付金、現年予算で約 1 億 3,000 万程度あるわけなんですけど、これが 8%時には約 9,000 万円増の 2 億 2,000 万円になります。10%時には 1 億 5,000 万円増の 2 億 8,000 万になります。

次に、地方交付税ですが、8%時には約 6,000 万円の増、10%時には約 1 億円の増となります。ただし、交付税の計算上、地方消費税交付金の 75%は収入があったものとみなされ減額されますので、最終的には消費税 8%時には約 8,000 万の増、10%時には約 1 億 4,000 万円の増となる見込みです。歳出につきましては、25 年度当初予算ベースで消費税にかかる基礎額は約 12 億円程度ありますので、8%時には 3,600 万の増、10%時には約 6,000 万の増というふうになる予定です。差し引き一般会計の影響額としましては、8%時に約 4,400 万、10%時には約 8,000 万円の財源が増えることとなります。なお、これらは各種福祉施策の財源として充当されることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

住民課所管の 2 つの特別会計についてお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計についてですが、歳出からご説明いたします。

この歳出の大部分を占めます医療費については、保険診療は非課税となっております。そのため、消費税増の影響は受けません。なお、需用費等の消費税増の影響を受ける歳出については、25年度の当初予算ベースでは8%になった場合が32万3,000円、10%になった場合は53万8,000円の増が見込まれます。この歳出増の対応なんですけれども、国保会計全体で見ますと、大きな数字ではございません。そのため消費税増だけを捉えて国保税を値上げするか、一般会計からの繰り入れ金を増やすということではなく、今後の医療費の動向や近隣市町の状況などを参考に国保税のあり方を検討すべきものと考えております。

2つ目の後期高齢者医療特別会計についてですが、こちらも国保会計と同様に、歳出の大部分を占めます医療費は消費税増の影響を受けません。こちらも需用費等の歳出については8%の場合で13万円、10%の場合で21万7,000円の増が見込まれます。この歳出増の対応ですけれども、まずこの後期高齢者医療制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合が運用しており、芦屋町単独で保険料を決められるものではないこと、もう1点が国保会計と同様に会計全体で見ますと、大きな数字ではないことから、消費税増だけを捉えて対応を検討するのではないと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

給食センター特別会計について、平成25年度の当初予算で影響額を算出した場合、消費税8%のときは約370万円の増となり、消費税10%のときは約610万円の増となります。

また、歳入について消費税増税による歳出増の対応として、遠賀郡4町の担当者による給食費に関する協議を今月から開始するようにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

それでは、国民宿舎特別会計についてお答えいたします。

平成25年度国民宿舎特別会計当初予算と同規模と仮定した場合、8%の場合、歳出につきましては206万4,000円の増、10%の場合は334万の増が見込まれます。

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

歳入につきましては、指定管理者納入金という形の中で 8%増の場合は 180 万の増、10%の場合は 300 万の増が見込まれます。歳入歳出につきましては消費税増額分につきましては、現時点ではそれぞれ方法で定められております率に変更していきたいというふうに考えております。施設の利用料につきましても基本的には施設の利用される方が負担すべきものというふうに考えておりますが、指定管理者がおりますのでそこ十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、下水道会計についてお答えします。

消費税が 8%の場合ですが、歳入につきましては主には下水道使用料ですが、収益としましては約 950 万円の増と推測されます。

歳出につきましては、営業費用及び建設改良費で約 1,160 万円の増と推測されますので、差し引きで約 210 万円の不足額が生じると推測されます。10%の場合ですが、歳入につきましては約 1,580 万円の増と推測されます。

歳出につきましては、1,930 万円の増と推測されますので、約 350 万円の不足額が生じると推測されます。

下水道会計としましては、下水道使用料の見直しについて集中改革プランの実施項目としても計上し、実施計画の中で平成 25 年度に検討することにしております。この計画どおり現在進めているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

それでは、モーターボート競走事業会計の影響額をお答えします。

その前に、レース開催というものがございしますが、グレードレース、要するに記念レースですね、そういったものが開催される年とされない年ということによって大きく事業費が異なります。ということ前置きしたうえで、25年度の当初予算、これにつきましては年末の賞金女王、年明けの地区戦、G1が2本入っております。ということで前年度よりかなり事業費も膨らんでおります。

それで、25年度の当初予算において消費税分がどのくらいかかるかということですが、ご承

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

知のとおり売上金というのは消費税がかかりません。ほとんどは開催経費に伴うものに消費税がかかった、ということで消費税を払うという部分が主でございます。

25 年度につきましては、支出にかかる消費税分は約 4 億円です。これを 25 年度と同じ経営状況ということでグレードレースが多いということを条件にした中で、8%となるとそれが 3 億円の増となり、10%になると 4 億円の増となるということでございます。

入りのほうで消費税というのは入場料というのが消費税が内税になっております。これにつきましては、100 円の入場料いただいておりますが、これにつきましてもモーターボート競走法で定められておりますので、これについての今は何らそういったものの増とかいうことは出ておりませんので、ご報告しときます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院のほう、まずは訪問介護特別会計のほうからご回答いたします。

収入につきましては、全てが診療報酬の収入となっておりますので、消費税の影響はございません。支出につきましては、そのほとんどが人件費で非課税となっております。その他の支出につきましては、平成 25 年度予算ベースで見た場合、需用費等の支出につきましては消費税 8% で約 3 万 8,000 円、10%では 6 万 4,000 円の負担増が見込まれます。

続きまして、病院事業につきまして回答いたします。

収入につきましては、収入分のほとんどを占める診療報酬が先ほど申しましたように非課税となっております。課税対象となっております主なものにつきましては、平成 25 年度予算ベースで見た場合、主なものとして健康診断料、診断書料、差額ベッド料などがございまして、消費税 8%では約 216 万円、10%では約 360 万円の収入増が見込まれております。

支出につきましては、消費税率 8%では約 2,900 万円、10%では 4,900 万円の支出増が見込まれております。したがって、収入見込みと支出見込みを差し引きますと、消費税率 8%では約 2,680 万円、10%では約 4,540 万円の負担増が見込まれることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、いろいろ聞きましたが、基本的には一般会計につきましては、黒字ということで、私もちよっとこれはびっくりしたわけなんですけど、一般的に福岡県内の自治体なんか、消費税増に

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

よって赤字が出てくるというふうなことが言われてます。

それで、確かに、財政力指数とかそういった部分について地方消費税が決まるところもあるもので、さらに財政から見てこういったことないかと思いますが、これは1つの条件として経済状況が今の状況の中で消費が落ち込まないという、ことが前提になっておりますので、これが消費が落ち込んだ場合については相当な減収が起こって、こういった黒字が出ないことも考えられます。

また、特別会計、企業会計につきましては、給食とか下水道とか、そういったところに影響が出てくるということですが、一番問題なのはやはりボート事業と病院の問題です。それで、ボート事業については約8%で、3億円の今までより減になるという問題、10%では4億円の減という、そういったことが言われているわけなんですけど、3月議会で今井議員が冒頭の財政問題について質問されていますが、そのときに、競艇事業の答弁としては、平成22年に芦屋町の単独施行になっており、その年の会計から現金支出の伴わない費用である減価償却、内部留保できる環境となっております。現在は内部留保金の一部を起債償還でやっておりますが、24年度決算見込みでは基金や引当金などを含む内部留保が留保できる状況でございますと、こう言ってますし、また24年度以降、33年度まで毎月2億円ずつ繰り出されるということで10年間で20億円の繰り出し、それから内部留保につきましては基金として毎年予定どおり1億円ずつ積み立てるということで、基金それから現金預金合わせて47億円、合計で10年間47億円の留保ができると見込んでおりますと仰っています。

そして最後に、お客様のニーズを的確に捉えて、売り上げ向上策に取り組みながら安定的な経営を目指しておりますので、10年間定めております財政計画の内容は十分期待できるものだというふうに、こういったことを答弁されました。ただ、これについては消費税の増税という部分についてはあまり反映されてないと感じますし、また最近の円安による燃油高、それからガス、それ電気料金の高騰、こういったものも競艇事業に大きく関わってくると思いますが、こういった影響はどのように考えているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

昨年24年度お示ししました財政計画に基づいて3月の議会で答弁をいたしております。その財政計画の中には、消費税の増という部分については反映しておりません。

が、先ほど申しましたように、8%、10%という消費税、これにつきましては単純に開催経費という中から出ていくわけですので、経営上にとっては大変厳しい状況には間違いございません。が、今回25年度のまだ財政シミュレーションできておりませんが、24年度の状況に若干

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

好転してるということもございます。これはまた 9 月議会の折にシミュレーションご説明いたしますが、その中でいきまして、このことによって内部留保に若干影響が出ると思っておりますけれど、一般会計の繰り出し等につきましては、計画どおりいくものと推測しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

公営競技はやはりその利益によって自治体の福祉の向上、そういったものに充てるというのが 1 つの、そのためにやってるわけなんで、この間ずっと厳しい状況があった中で町の努力により、2 億円が一般会計に繰り上げられてますが、やはりこの消費税増税によってそれについても大きな影響が出るということを認識するとともに、ボート事業のほうも議会ともこういった問題、今後どういった状況になるかわからないのでね、よく合い議しながらこの問題に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、2 番目の病院会計の問題についてですが、病院についてこういったことが一応 2,680 万円の減収が起こる、10%によれば 4,500 万円の減収が起こるということですが、芦屋町は自治体病院としても黒字を生み出した病院でもこうですから、赤字の病院については相当厳しい状況が出てくるというふうに思いますが、今後自治体病院としてはこの消費税増税に対してどのような検討をされてるのか、対応、対策についてどうするのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

現在の病院に関わる消費税につきましては、病院が医療機器や薬品、診療材料の購入では課税対象となっております。病院の収入のほぼ 9 割を占めております診療報酬は非課税となっております。このため、病院は消費税分を患者さんに転嫁できないと、要するに診療報酬のほうは転嫁できませんので、減収となります。したがって、控除対象外消費税、すなわち損税といいますが、その分が病院に負担が生じることとなります。このことは医療機器、薬品など物品購入の消費税額と診療報酬行為に対する非課税扱いの矛盾であり、このことについては税制の抜本的改革を国に求めていくほかはないと考えております。

消費税増税問題につきましては、病院において、病院経営において大きな負担になっていくことは明白であります。この問題に対する対策は町立病院単独で解決できる問題ではないというふうに考えておりますので、既に医師会、自治体病院協議会、また自治体病院開設者協議会を通じて国への税制の抜本的改革など、医療関係者の経営における税負担を軽減する措置を取るように

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

要望書を提出しておりますので、今後の国の動向、対策を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

全国自治体病院協議会というところで、この問題自体に中央に意見を上げているということで、また中央社会保障医療協議会、こういった中でも医療の課税のあり方に税制のあり方について、検討しているということですが、これもまだ検討結果が出てないという状況ですが、そのこういったものの解決方法として例えば診療報酬の改定によって診療報酬を上げるとか、そういったふうになったときには今度は患者負担が増えるわけなんで、そういった点では今度は患者の医療離れ、そういったことも懸念されるんで、そういったところがないように、また自治体病院とか医療機関が健全な経営ができると、そういったことはこの国に強く働きかけていかないと、これは根本的な解決にならないと思いますので、ぜひそういった各関係機関に働きかけることを強く要望いたします。

それと、そういった点では基本的にはやっぱり赤字にならないという点では、その収入を増やすということも必要になってくるんで、今後担当の委員会とも十分こういった問題については委員会の中で協議することを望みます。

次に、1996年までは……。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど競艇の説明がございました。それで、金額は4億ぐらい増えるということで皆さんご心配になられておると思いますんで、そのことについてちょっと追加でご説明させていただきますが。

これは競艇だけでなく、やはり競輪、それからオート、公営ギャンブル全ての問題でありまして、これがこの2年間の最大の懸案事項、消費税ですね。これをどうするかということでございまして、それを今からいろいろ協議するわけでございますが、まずマックス、最低限、今75をファンにお返ししてます。これをもういよいよ話が付かない場合は70まで下げるといふ、これはもう下げないように努力はするんですけど、最低限そこまではやると。

それから25条交付金、いろいろ交付金ありますんで、その各団体との話し合いで交付金を少しずつお互いに痛み分けしようというような話を持っていきますんで、今ちょっと4億、3億、4億、びっくりされたと思うのですが、そのやはり他の団体、それから他の競艇事業の4団体あ

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

りますんで、痛み分けするというような方向でやってまいりますんで、その方向で努力いたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そのことはまた一番最後に町長にちゃんとお聞きしますんで。

それでは、次ですね。次に、1996年まで消費税が3%になってましたが、バブルが崩壊して景気が穏やかに上昇気味でした。しかし、97年の橋本内閣のときに5%の増税や医療費負担増など9兆円の負担増で、回復途中にあった景気を大きく後退させ、税収も落ち込ませてしまった経過があります。それにより国と地方の長期債務は4年間で200兆円も増える結果となりました。現在、大リストラで国民所得が大幅に減って、アベノミクスにより物価上昇が図られ、多くの中小企業が経営難に陥り、地域経済が深刻な状況の中でこの大增税が行われたら、日本経済は文字どおりどん底に突き落とし、財政破たんを一層ひどくするというふうに考えます。

それでは、町内の企業で黒字決算を行っている企業は何社あるのか、割合がどのくらいあるのか、それがわかりましたら答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

町内の企業の黒字の資料という形で言われておりますけれど、資料等はございませんので5年に1度調査が行われてます、事業者企業統計及び経済センサス基礎調査による事業者数と従業員の数についてお答えさせていただきたいと思えます。

平成元年に消費税が3%増にされましたが、その導入前の一番近い昭和61年の調査によりますと、芦屋町の事業者数は785件、従業員数は3,288人になります。平成9年に消費税が5%に引き上げ後の一番近い数字でいきますと、平成13年度になります。の調査によりますと、事業者数は634件、従業員数は3,272人で事業者数は151件の減、従業員数は16人の減となっております。一番近い調査によりますと、平成21年の経済センサスの基礎調査になります。それによりますと、事業者数としては558件、従業員数にしましては3,090人で、昭和61年から平成の21年の間、約20数年間で事業者の数としては227件の減、28.9%の減、従業員者数につきましては、198人の減、約6%の減となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

税務課のほうから町内の事業者の法人につきましては、法人町民税というのがありまして、その課税の中で法人税割というのがあります。この法人税割が課税されていることによって業績が黒字決算であろうと予測されますので、その件数だけを報告させていただきます。

芦屋町の法人 205 社のうち、平成 23 年 7 月から 24 年 7 月の法人税割を申告しています事業者数は 68 社というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

黒字決算というので 205 のうちの 68 社ということで、大体 3 割程度うちゅうことですかね。福岡県の平均が、企業の中で黒字決算を行ってるのは 36%ということになってます。この近隣、遠賀郡の周辺の筑豊圏を調べてみますと、直方市が 1,427 社中 543 社、38.1%、飯塚市が 3,32 社中 1,097 社の 33%、田川市が 1,467 社中 400 社ということで 29.3%、嘉麻市は 647 社中 241 社ということで 37.2%ということで、やっぱりこういった厳しい経営状況の中でやはり 3 割から 3 割ちょっとの人の企業しかもうけを出してないという、そういった状況です。

また、企業数も見ましたが、消費税が導入されてからやはり言われたように、相当の数が減っております。芦屋町でもやはり 200 社を超える数が減っておりますし、県の統計調査を見ますと、これは企業の人員数とか規模とかそういったもんでいろいろ違いますが、これよりますと平成 2 年に 9,915 社あった企業が 2010 年には 6,172 社と、やはりこれも 3 分の 2、3 分の 1 はもう廃業してしまっていると、そういった状況でやはり中小企業を取り巻く環境は本当にやっぱり厳しい状況があるというふうに感じます。

芦屋町、小さな町でもありますが、やはり町としてこういった中小企業をどう育成するかという、そういったことが喫緊の課題というふうに考えておりますが、今全国的には中小企業振興基本条例というこういった法律を制定して、中小企業を応援しようじゃないかということが言われています。九州、福岡県内では志免町とかそれから直方市、それから田川市、こういったところが今この法律を制定しようとしてます。全国的に見ると 17 都道府県と 79 市町村、こういったところがこの振興条例をつくり、地元の中小企業を自治体としても応援するんだということを明確にして、力づけているという、そういった状況です。

芦屋町ではぜひこういった中小企業振興基本条例、こういったものをつくって、地元の中小企業を応援していくということが必要ですが、町としてこの中小企業振興基本条例について調査

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

されてるのか、また今後取り組むつもりがあるかどうか、そういったところをちょっと伺いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今、川上議員さんが言われました中小企業基本条例につきまして、町としましては今後どのようなものかっていうのを今後検討をしていくという形では考えていきたいというふうに思っておりますし、地域の活性化を図り、市民生活の向上、地域社会の発展に寄与することが目的という形でうたわれておりますので、今後の検討課題というふうに思っております。

それと、現在芦屋町のほうでは企業誘致条例等もありますし、そこら辺も企業が進出しやすいような形で見直し、あと振興対策として町の融資制度がございますので、そちらを商業者の方にはより一層活用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、お願いいたします。中小企業振興基本条例については、今後この議会の中でも取り上げていきたいというふうに思いますが、きょうはもう時間もありませんので行いません。

最近の円高の中で、本当に小規模事業者の方が輸入品の価格の高騰、これを価格に転嫁できないという状況です。小規模事業者の8割の方はそういったふうに価格に転嫁することができないというふうに知ってますし、また中小企業実態調査の中、副総理も行ったこの調査の中でも、消費税増税分を価格に転嫁できるかという質問に対して全くできないというのがやっぱり約6割を超える業者が答えています。

また現在の電気料金の値上げ、そういったものについての経営への影響はかなりあるというのが4割近くがしています。やはり今現在、中小企業というのは電気料金の値上げや材料費の高騰、消費税増税、こういった本当にトリプルパンチを見舞われて大変厳しい状況になっております。

そういった点で、先ほども言いましたように一番最後の問題ですけど、町長として、今回町長はボートの全国連絡協議会の会長になられたってことですが、先ほども申しましたように全国17場ある中でもやっぱりそれぞれの施行者が大変な連携でやってるというふうに思います。町長はその内部のいろいろ補助金の問題とかそういったところで解決したいということを言われてましたが、私は基本的には先ほど言ったように中小企業とか地域住民とか、そういったことを考えていけば消費税増税をするなという、それが一番のやっぱり解決方法だと思いますが、そう

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

いった、自治体の経営についての大変な状況が生まれるということで、そういった中で町長、消費税の増税についてやっぱり撤回を国に上げていくべきじゃないか、そういったことを思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあ、撤回を求めたらどうかということで、これはもう議員、ご理解の上で質問をされておると思うんですが、これは昨年の国会においてほぼ一部の党を除いて賛成、大多数が賛成をしたと。その賛成は、税は誰もが賛成するわけでもないんですが、消費税の社会保障、税一体改革関連法案、消費税のですね、法案として成立したものであります。これは持続可能な社会保障制度の確立を図るため、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策などの改革を行う目的で実施されることに伴う増税であると承知しておるわけでございますが、今からの世の中、高齢化社会など持続可能な国及び地方公共団体の運営のためにはこの消費税は必要な措置であるものと認識をしておるわけでございます。

議員質問の景気に関しての影響についてでございますが、今、円高になれば結局輸入業者、良くなる企業、円安になれば悪くなる企業、それで一喜一憂しておることは新聞にいろいろさまざま出ておるわけでございますが、この景気に関しての施策というのはやはり 7 月にある参議院選挙においていわゆるこの消費税問題について一般庶民についてどのようにするかという論議が今から始まるかと思っております。

今は、この消費税増税は議員おっしゃるとおり負担が、一般庶民に対しての負担が多いということは認識しておるわけでございますが、その施策は今後出てくるものと推察されておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは時間がありませんので、次にいきます。

次に、政府による生活保護基準の引き下げによる本町の対応について伺います。

昨年、厚生労働省は全国の生活保護受給者が 211 万人を超え、過去最多となったと発表しました。なぜ生活保護者が増加しているのか、この要因として不安定な不正規雇用の拡大、高い失業率、ワーキングプアと呼ばれる生活のできない低賃金、無年金や低年金など雇用破壊と貧困の拡大によるものです。年収 200 万以下の給与所得者が 5 年連続で 1,000 万人を超えていま

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

す。貯金貯蓄ゼロ世帯は 2 割を超え、増え続けています。個人の要因より社会の側に多くの問題があると私は考えます。

この間、経済大国であり GDP 世界第 3 位の日本で餓死した事例が複数ありました。報道によれば、埼玉県では 60 歳代の夫婦と 30 歳代の長男の遺体が死後 2 カ月たってから発見されました。この 3 人の死因は餓死とみられています。札幌市では 40 代の姉妹が亡くなっているのが発見されました。亡くなったのは 42 歳の姉と 40 歳の妹、妹には知的障害がありました。姉は失業中の身でした。冷蔵庫には食べるものがなく、ガスも止められていました。さらに立川市では、母親と知的障害のある 4 歳の息子の遺体が発見されています。母親がくも膜下出血で亡くなったあと、残された障害のある長男は食事を取ることができず衰弱死したとみられています。5 月 24 日大阪市北区のマンションの 1 室で、母と 3 歳の息子の遺体が見つかりました。母親はお金を所持しておらず、室内の電気やガスは止められており、冷蔵庫もなく食べ物はなく餓死したとみられています。室内から「最後にもっとおいしいものを食べさせてあげられなくてごめんね」とのメモが発見されています。

今日の日本社会では、病気や失業すれば誰もが一気に無収入になりかねないような社会構造になってると私は考えます。ですから、誰もが生活保護制度を受給する可能性があります。国民が安心して暮らすには、生活保護制度がいつでも安心して使えることが必要だと考えます。

政府は生活保護制度の根幹である生活扶助を今年 8 月から引き下げる方針を決定し、3 年間で補助基準額を 6.5% 引き下げようとしています。これにより、全国の生活保護受給世帯の 96% で支給額が下がると見込まれています。また低所得者の負担軽減策として、この保護基準を参照して対象者を設定する制度や、保護基準を参照に金額を改定する制度が多数存在することから、生活保護受給者以外の低所得者にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

そこで、第 1 点目に伺いたいのは、政府の生活保護基準に引き下げによって支給額が下がる本町の生活保護受給世帯が何世帯と見込まれているのか、またその支給金額がいくら払われる見込みなのか、いくつかの世帯パターン別に示していただきたい。

以上です。簡単をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

生活保護の改正については現在与野党協議などが行われて、今国会で成立するといわれています。しかし、現在まで生活保護基準の引き下げに関する内容について、県などから私どものところには資料として届いておりません。

したがって、厚生労働省の生活保護制度の見直しについてという公用資料がございますの

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

で、この資料をもとに説明させていただきます。

この中で生活扶助基準見直しによる影響の分布では、ゼロから 5%以内の減額となる世帯は全体の 71%。それから 5%から 10%減額となる世帯は全体の 25%。別に現行と同じあるいは若干増額が見込まれる世帯がございます。この数字を平成 24 年度の芦屋町の生活保護を受給されている平均世帯ですけれども、403 世帯に当てはめてみますと、96%、約 387 世帯の生活扶助基準額が減額となる可能性があることが見込まれます。

次に、支給額が減額となる世帯パターンについても、この厚生労働省の公表資料しかございませんのでこれに基づき町村部の例で説明します。

パターンでは減額幅が最も大きいのは、40 歳代夫婦と子が 2 人の場合で、現行 17 万 7,000 円の生活扶助額が 16 万 2,000 円となって、1 万 5,000 円の減額、率として 8.47%ですね。次に大きく減額するのは 30 歳代夫婦と子が 1 人の場合で、現行の 13 万 6,000 円が 12 万 8,000 円、8,000 円の減額ですね。率として 5.88%下がります。その次に減額幅が大きいのは、20 代から 40 代の単身者で、6 万 6,000 円が 6 万 3,000 円となるように影響が出てまいります。

そのほかにも減額するんですけど 40 歳代、50 歳代、70 歳代の単身者、それから 60 歳代夫婦っていうのは現行の額と増減はあまりないというふうに言われております。

また、生活保護の改正案では生活扶助基準額の見直しっていうのは、最初は本年の 8 月ですね。次に 27 年 4 月と段階的に見直しができるように予定されております。

以上、簡単にご説明申し上げました。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

基準額が引き下げられれば 1 万 5,000 円も最大でも引き下げられるということで、今でもやはりなかなか大変な状況の中でこの 1 万 5,000 円近く引き下げられるっちゃうことは受給者にとっては大変な問題ですが、ただこれは生活保護の受給者だけの問題にはとどまらず、やはり低所得者の保護を受けてない方々にも多く影響するというので、こういった保護基準を参照する町の制度や事業は具体的にどのようなものがあるか、答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

生活保護基準を参照とする町の制度ということで、税に関するものをお答えいたします。

生活保護世帯に準ずる方については条例に基づきまして、町民税、固定資産税、国民健康保険

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

税が減免される制度があります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校教育法第 19 条で、経済的理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。就学援助の対象は、要保護者、準要保護者「教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める人」となっており、芦屋町でも準要保護者に対して学用品費、給食費及び修学旅行費などの援助を行っています。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課から学童クラブの保育料の免除についてご説明いたします。

学童クラブでは入会した児童の保護者から保育料を毎月徴収しておりますが、この保護者に負担能力がないと認めるときは、この保育料の全額及び一部を免除することができます。この負担能力がないと認める基準の 1 つに、就学援助制度に基づく準要保護者世帯に対する免除がございます。減免の割合は全額免除です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

国が出してるものでは 37 程度の制度がこういったものが生活保護の扶助基準に影響するというふうに言っております。具体的に芦屋町でいえば、就学援助の学用品支給等事業、それから小中学校災害共済給付金の掛け金の一部免除事業、それから国民健康保険後期高齢者医療制度の一部負担金の減免に関する財政支援とかありますが、一番大きなのは就学援助の問題です。

それでは、次の就学援助制度はこの影響を受ける制度であるが、芦屋町で就学援助を受けてる方はどのくらいおられるのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

平成 24 年度における小学生の準要保護対象者数は、122 人、全児童数が 911 人ですから、13.39%。中学生の対象者数が 87 人、全生徒が 503 人ですから 17.3%。25 年度につ

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

いては小学生の対象者数は 1 0 8 人、全児童数 8 6 9 人ですから、1 2 . 4 3 %。中学生の対象者数は 8 6 人、全生徒数が 4 9 0 人ですから、1 7 . 5 5 %となっています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 1 0 番 川上 誠一君

今、準要保護の小学校、中学校の報告がされましたが、そういった点ではかなりの方々がこの要保護、準要保護、就学援助を受けてるわけです。この就学援助については貧困の連鎖をなくすためには学校教育における機会の均等が最も有効と考えられているところで出されております。

それで、これは憲法第 2 6 条、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。それから、教育基本法の第 4 条、全ての国民は、等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと、人種、身上、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない。国や地方公共団体は能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難なものに対して奨学の措置を講じなければならないとしています。

それから、学校教育法第 1 9 条、経済的理由によって就学困難とみられる学齢児童、または学齢生徒の保護に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないとして、やはりこれは経済的理由で就学困難なものに対して教育の機会を与える、こういったことのためにつくられたものであります。これは、どうするかという、認定するかという点においては、全世帯、世帯全員の所得合計額を需要額で割って、所得が需要額の芦屋町では 1 . 3 倍以下とすると、こういった人が就学援助の対象となるわけです。この需要額というのが、これは生活保護基準と算定される生活費の額ということで、これが基準になります。今回これは下げられたわけです。これが下げられたということは、今まで 1 . 3 でおられた方が今度は 1 . 3 5 とか 1 . 4 とか、そういったふうになって、就学援助からの規定が外されるという、そういった事態が起こります。

これに対して、やはり町としてそうしたことがないように、これはお金の問題ではなくて、憲法の問題であって教育基本法で定められたことです。そうした人をやはり教育の機会を均等に与えるという、そういった立場からどう対応するかということをお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

準要保護者については国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自治体が判断するようにといった文書が届いています。このことから判断すれば、国の要保護に対する取り組みに準ずるべきと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

教育の問題ですから少し私も。まさにその経済格差、教育格差が広がって、しかも固定化して再生産されると。これは事実のようであります。経済格差が子どもたちの学力の問題に非常に影響を与えると、これも事実であると。今議員おっしゃるようにこれ、どうするかと。具体的に。そこをやっぱり我々に問われてるだろうと思っております。

国も第 2 期の教育振興推進計画を今立てておりまして、その中にも 4 つの大きな柱があるんですけれども、その中にもセーフティーネットということを大きな柱の一つにしております。

それがともかくとして、芦屋町がどうしてるかっていう話ですが、私は子どもたちに学力の格差が出てくるのは事実でしょうけど、義務教育を卒業する段階で、スタートラインに立てると。やはり自分の夢やら希望、志実現のためのスタートラインに同列に立てるということが非常に大事だろうと思っております。そこはやはり一番大きな学力であろうし、体力だとか心の問題だろうと思っております。

したがって、具体的には一昨年からやられてますイブニングスタディだとか、それから土曜学び合いもそういう意味もありますし、何とか学力を高めるためのいろんな手立てを打っていかうと。そのことを今思っております。さらに土曜授業をきよねんから始めましたが、土曜授業もそういうことだっということ思っております。みんなで子どもたちの学力を高めていっていただきたいというふうに思っております。

先生方にも言っておりますが、経済格差でそれを理由にして学力がついてないというのは話にならないと。学校で 8 時間は生活してるんですから、その 8 時間はしっかり責任を持つというふうに思っておりますので、そういう点で芦屋町は一生懸命頑張っていこうというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

そりゃあもう、教育長が言われるとおりの、そういった教育のソフトを充実させていって、勉学する機会をつくっていくということは必要です。

それと同時に、やっぱりハードの問題、やっぱり物の問題だってあるわけです。経済力がなければものが揃わないという問題もあります。

そういった点で、確かに芦屋町は基準が 1.3 と言いましたが、水町とかほかの町は 1.25 ということでちょっと高いです。ところが、平成 16 年の小泉内閣のときに、三位一体の改革によって控除措置が与えられたんですけど、それまでは 1.5 あった就学援助の基準がそのときに

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

1.3、1.2とか、そういったところに下げてるわけです。そういったその1.5にまた戻せば本来生活保護で下げられた人の分についてもそこが救われるという、そういったことがありますので、ぜひ就学援助を1.3ではなくてさらに上げていって、ボーダーラインの人を救っていくという、そういった措置を独自にしてください。

これは、就学援助については町がやることですから、国がやるものではありません。町がどうするかということで決まります。ぜひお願いいたします。

それでは最後に、基準の引き下げが最低賃金の引き下げにつながるということで、最低賃金法9条で住民の所得はとうたってあります。こういった点でやはり生活基準を元に戻すと、削らないということが大事だと思いますが、その点について町長のご意見を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長は答える時間がありません。

○議員 10番 川上 誠一君

簡単でいいです。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあ10秒で話できるかどうかということなんですが、これはもう議員はもう常に日本共産党ですという頭で言われてますんで、もう党の話ですのでおわかりかと思いますが、これはもう衆議院の本会議で自民、民主、維新、公明、みんなの党、生活の賛成多数で可決されたわけがございますよね。これは参議院に回されるわけがございますが、その中に生活困窮者自立支援法案、これが賛成多数で可決されました。

と同時に厚生労働委員会委員長の提案の中で、子どもの貧困対策を推進するための法案がこれ、全会一致で可決されておるわけがございます。共産党さんもこれは賛成されておられるということをお認めしておるわけがございますが、最低賃金との関連でございますが、もう時間ないんで結論だけ申し上げます。

福岡県は過去、毎年最低賃金が上がっております。恐らくこれと、法が少し下がっても最低賃金が下がることはないものと確信しておりますし、もしそういうことになると今度は県の町村会を通じてそれはきっちり対処したいと思っております。

以上でございます。

○議員 10番 川上 誠一君

終わります。

○議長 横尾 武志君

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

以上で、川上議員の一般質問は終わります。